

茨城工業高等専門学校教務委員会規則

〔平成14年4月1日〕
制 定

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校に、教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本科に関わる次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業時間割の編成に関する事。
- (2) 学校行事（他の委員会等の所掌に係るものを除く。）に関する事。
- (3) 学生の教科履修に関する事。
- (4) 転学科、休学、復学、転学及び退学等に関する事。
- (5) 留学（国際センターの所掌に係るものを除く。）に関する事。
- (6) 教務記録に関する事。
- (7) 学生の就職及び進学に関する事。
- (8) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関する事。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (9) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関する事。（他の委員会等に属するものを除く。）
- (10) その他、教務に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（教務主事）
- (2) 副校長（専攻科長）
- (3) 教務主事補
- (4) 各系及び一般教養部から選出された教員 各1人
- (5) 学生課長
- (6) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第5号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（教務主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、教務主事補（総括担当）がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第5条の2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会は、専門的事項を調査検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校教務委員会規則（昭和54年4月26日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校専攻科委員会規則（平成13年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年12月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年5月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年12月12日から施行する。
- 2 学則附則（平成29年4月1日施行）第2項に規定する学科に在籍者が在学するまでの間、この規則による改正後の茨城工業高等専門学校教務委員会規則第3条の規定にかかわらず、在籍者がいる学科からも教員を選出するものとする。